

スポーツ・文化・ワールド・フォーラム 武道センター文化会議分科会運営等業務委託に係る見積書の募集について

スポーツ・文化・ワールド・フォーラム京都実行委員会（以下「本委員会」という。）では、スポーツ・文化・ワールド・フォーラム武道センター文化会議分科会運営等業務について見積書を募集しますので、参加希望者は以下の事項にしたがい応募してください。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

スポーツ・文化・ワールド・フォーラム武道センター文化会議分科会運営等業務

(2) 業務の内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向け、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための文部科学省等主催のキックオフイベントである「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」について、京都市武道センター旧武徳殿における分科会運営等の業務を委託する。

(3) 委託業務期間

契約日から平成28年12月31日（土）まで

(4) 委託予定上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募する者に必要な資格

(1) 参加要件

次の要件をすべて満たすこと。

ア スポーツ・文化・ワールド・フォーラム武道センター文化会議分科会運営等業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

ウ 京都府・京都市から指名停止措置を受けていないこと。

エ 京都府税、京都市税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

オ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) その他

複数の法人等によるグループで応募する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が、2(1)の要件を満たすこと。

なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

3 応募手続

(1) 応募方法

参加意向確認書及び見積書の提出をもって本募集に応募したものとする。

(2) 参加意向確認書

提出期限：平成28年7月19日(火) 午後5時まで (必着)

提出先：参加意向確認書(別紙1)に必要事項を記入の上、持参、郵送、電子メール、
FAX (FAXの場合は、電話連絡のこと)により3(4)の提出先に提出

(3) 見積書作成に関する質疑応答

質問期限：平成28年7月20日(水) 午後5時まで (必着)

質問方法：持参、郵送、電子メール、FAX (FAXの場合は、電話連絡のこと)により3(4)の提出先に提出

質問様式：様式は任意であるが、以下の項目を明記のこと。

- ・件名は、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム武道センター文化会議分科会運営等業務委託に関する質問」とすること。
- ・質問者の会社・団体名、担当者の氏名、部署名、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載すること。

回答方法：質問者及び参加意向確認書提出者に平成28年7月21日(木)までに電子メール又はFAXにより回答

(4) 見積書の提出期限及び提出先

提出期限：平成28年7月22日(金) 午後5時まで (必着)

提出方法：郵送又は持参

提出先：本委員会事務局

〈京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内〉

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地

Y・J・Kビル2階

電話 (075)366-0033

FAX (075)213-3181

電子メール：bunka@city.kyoto.lg.jp

4 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

仕様書に定める内容を適正に履行することができ、かつ最低の価格をもって見積書を提出した者を本業務委託契約の相手方に特定する。

(2) 特定結果の通知

見積書の提出期限から7日後程度を目処に、すべての見積書提出者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

5 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

本業務契約の相手方の特定後、速やかに契約を締結する。

なお、相手方の特定を受けた者は、契約に先立ち、納税証明書を提出しなければならない。

(2) 相手方の特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ア 応募者が2の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

6 その他の留意事項

- (1) 見積書の作成，提出に要する費用は，提出者の負担とする。
- (2) 1 (4) の委託予定上限額を超えた見積書が提出された場合は失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 見積書作成のために本委員会から受領した全ての資料は，本委員会の許諾を得ないで，公表し，又は使用してはならない。
- (5) 特定結果についての異議申立ては認めない。
- (6) 特定した事業者の名称は公表できるものとする。